

福井県知事
西川一誠様

福井県労働者福祉協議会
会長山岸克司

平成26年度の予算編成期にかかる諸制度への要望書

福井県におかれましては、日頃より県民のくらしの向上、福祉の充実にご尽力されていていますことに對し、心から感謝を申し上げます。

また、日頃は福井県労働者福祉協議会（労福協）に対しまして、ご指導とご支援を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、私たちを取り巻く情勢は、東日本大震災の復興・再生がなかなか進まない中、税と社会保障の問題、領土の問題、エネルギーの問題など、根幹的な課題が山積みになっております。また、少子高齢化が急速に進む中で、これらの問題にどのように向き合うべきか、一人一人が真摯に受け止めて考えなければならないことだと思います。

また、経済状況にもまだ明るさが見えない中、雇用・労働環境にも多くの課題が山積しています。このような中、私たち労福協は、各事業団体の連携を深め、全ての労働者が共助し合える社会を作るべく取り組んでいるところです。

つきましては、本年度も下記内容について要請をいたしますので、実現に向けてご検討下さいますようお願い申し上げます。

記

（1）くらしの相談事業に対する充実支援のお願い

福井県からご支援をいただく中で、2007年8月「ライフサポートセンター福井」を開設することができました。開設以来、生活に関わる法律相談や労働問題、社会問題となった多重債務など暮らし全般にわたる相談を受けてまいりました。相談総数は、2013年9月末時点で2,413件に達し、“くらしなんでも相談所”として、県民の皆様に認知をいただいているものと思います。

ここ最近の傾向として相談件数は減少気味ですが、格差社会がますます拡大していく中で、さまざまな事象が顕在化し、くらしの相談事業の必要性はますます高まってくるものと考えます。

今後も、県民生活の質の向上を目的に法律相談をはじめ労働問題や金銭問題を含めた生活全般の様々なご相談を受けてまいりますので、ライフサポートセンター福井の充実に向けて引き続きご支援をお願い申し上げます。

（2）「公契約条例制定のお願い

公契約条例の制定は、2009年千葉県野田市での制定を機に、10の自治体で制定され、全国の地方公共団体でも制定の機運が高まっております。

労働者の生活の安定と、地域経済の活性化を図るために、福井県におかれましても、公共工事等において受注企業やその下請け企業で働く労働者の賃金や安全衛生対策の適正な確保に関する発注者責任を盛り込んだ公契約条例を制定していただきますようお願い致します。

(3) 制度融資「勤労者生活安定資金」の継続並びに周知願い

勤労者ライフプラン資金融資制度は、「勤労者生活安定資金制度」として昭和53年の制度発足以来、県下自治体統一制度として延べ約8万5,000人・818億円(平成25年3月末)の勤労者の方にご利用いただいております。

平成23年度からは、印鑑証明書を徴求不要として頂き、必要書類の簡素化が図られたこともあり、利用件数は22年度以前より増加しております。

来年度も勤労者に幅広く利用できる現行制度(預託金方式)を継続いただくとともに、これら制度内容について幅広く県民に周知すべく広報誌等に掲載をお願い致します。

(4) 福井県勤労者住宅資金利子補給制度の安定的な継続願い

福井県勤労者住宅資金利子補給制度は、平成23年度の制度改訂により所得制限が250万円以下に引き下げられることにより、件数の実績は、23年度は、22年度を大幅に下回りました。24年度は増加しましたが、融資枠8億円を下回る実績となっています。

22年度 197件 7億8,300万円 (7月で申込締切)

23年度 96件 3億6,400万円

24年度 134件 5億1,840万円

しかし、低所得者層の勤労者住宅取得支援制度としての福井県勤労者住宅資金利子補給制度の役割は大きく、是非、来年度も制度の継続を引き続きお願い致します。

(5) 多重債務者対策に係る情報交換並びに連携のお願い

北陸労働金庫においても、平成19年に「北陸ろうきん生活応援・多重債務対策本部」を設置し、労福協・会員と連携を図りながら、多重債務問題を積極的に取組んでおります。

・福井地区では「ライフサポートセンター福井」への職員派遣、「くらしなんでも相談会」への相談員の派遣など、労福協と連携し多重債務に関する相談活動を展開しています。

・会員とはセミナー・学習会等による多重債務やマネートラブルに対する予防・啓発・相談活動などを展開するとともに、「北陸ろうきん相談ネットワーク」として弁護士・司法書士とのネットワークの構築し、多重債務者の問題解決に努めています。

今後も、「福井県多重債務者対策協議会」との情報交換並びに連携をお願い致します。

(6) 買物弱者支援のお願い

福井県民生協では2009年より中山間地の買物に不自由している組合員、地域の方のために移動店舗「ハーツ便」をスタートし、現在10台で500拠点、毎週約2,600の方にご利用いただいているます。

2010年には福井県の「集落移動販売システム整備モデル事業」に採択され、2年間の事業期間終了後も、福井市川西地区で週2回巡回しています。

過疎化が進む中山間地域等では、買物に困る高齢者が増え、買物支援の取り組みは今後ますます需要が増えると予想されます。福井県民生協としても、こうした買物支援の取り組みについては今後も積極的に取り組んでいく計画ですが、福井県においても、買物弱者対策を一層進めていただきますようお願いいたします。

以上